

第4章 施策の推進

1 健康づくりと生きがい対策の推進

(1) 健康づくりの推進

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加することが予測される中、高齢期となる前からの早期の健康増進を促進して認定者の抑制を図るため、運動機能や栄養状態、こころの健康等の改善とともに、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援しながら心身の健康づくりを推進していきます。

■健康にしお 21（第2次）の推進

事業内容

健康寿命の延伸を目的とした「健康にしお 21（第2次）（平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）」計画に基づいて、特に第1次計画の最終評価及び現状把握からの健康課題を踏まえ、重点施策「子どもの頃から歯の健康を守る」「健診受診者の増加」「糖尿病の重症化の予防」を中心に取り組みを進めています。

今後の方針

「生涯 笑顔でいきいきピンシャンくらせるまち 西尾」を基本理念に、要支援・要介護認定となる以前の段階からの健康維持・増進を促進するため、引き続き「健診受診者の増加」「糖尿病の重症化の予防」等のため、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

■特定健康診査

事業内容

40～74 歳の国民健康保険加入者を対象とし、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を行います。

今後の方針

特定健康診査の受診率向上により生活習慣病予防、早期発見・早期治療に取り組み、医療費の抑制に努めます。

特定保健指導により、内臓脂肪症候群該当者を減少させ、なおかつ内臓脂肪症候予備群を内臓脂肪症候群に移さないための取り組みに努めます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
受診者数(人)	13,346	14,719	16,103

■ 各種検診の実施

事業内容

がん等の早期発見・早期治療のために、胃がん、大腸がん、肺がん・結核、乳がん・子宮がん（女性のみ）、前立腺がん（男性のみ）の検査を実施します。

また、う蝕予防と歯周病予防対策として成人歯科健診を実施します。

今後の方針

長期入院等による社会とのつながりの希薄化や経済状況への影響を防ぐため、各種がん検診等の個別の検診の受診勧奨を強化して受診率の向上を図ります。

また、歯・口腔の健康を維持することは、身体的な健康や精神・社会的な健康にも大きく影響を与えるため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を行うなど受診につながるよう支援していきます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
がん検診総受診者数(人)	51,400	52,000	52,600
骨粗しょう症検診受診者数(人)	1,500	1,600	1,700

■ 後期高齢者医療健康診査

事業内容

後期高齢者の健康の保持増進等のため、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて、健康診査を実施します。

今後の方針

健康診査の受診を促進し、今後も増加が予想される後期高齢者の健康の保持増進を図ります。未受診者に対する受診勧奨を引き続き実施し、健康診査の啓発を進めます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
受診者数(人)	5,700	5,800	5,900

(2) 介護予防事業の推進

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29（2017）年 4 月から開始し、いつまでも自立した生活を送れるよう、高齢者の要介護状態の予防及び状態の軽減を図っています。

高齢者がいつまでも元気に暮らせるよう、今後も介護予防事業の充実、要介護状態にならないような取り組みが重要となっています。市・地域包括支援センターが中心となり、一般介護予防事業をはじめとするサービスや教室を利用して、介護予防の実践につなげる取り組みを推進するとともに、介護予防に関する普及・啓発を図ります。

■ 介護予防把握事業

事業内容

65 歳以上の一般高齢者を対象に閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動につなげています。

今後の方針

引き続き、関係部局との連携や情報提供等により、要介護状態となりやすいハイリスク者の把握に努め、介護予防活動へつなげていきます。

■ 介護予防普及啓発事業

事業内容

介護予防に役立つ知識の普及啓発を図り、介護予防の推進に取り組んでいます。

今後の方針

介護予防に必要な健康体操、栄養、運動、口腔、認知症に関する正しい知識の普及啓発や介護予防教室の展開に努めます。

■ 地域介護予防活動支援事業

事業内容

気軽に住み慣れた地域で参加することのできる介護予防活動の展開をめざして、住民主体で継続的に活動できる「通いの場」等の介護予防活動の育成及び支援を行います。

今後の方針

地域の特色を活かした「通いの場」の充実に向け、集会所等の地域の身近な場所で、介護予防活動を実施する団体に対して、活動費の補助や団体の立ち上げに関する相談等の支援を行っていきます。

■ 一般介護予防事業評価事業

事業内容

介護予防・日常生活支援総合事業の利用・参加状況の把握・分析・評価を行います。

今後の方針

分析・評価結果を基に、利用者のニーズにあった効果的な事業となるよう改善を図っていきます。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業内容

介護・医療機関との連携を強化しながら、地域における出前講座、通所、訪問や地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

今後の方針

地域の介護予防活動の質の向上や市全体の介護予防の取り組みに関する多職種連携を推進します。

■介護予防・生活支援サービス提供体制の整備

事業内容

住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市が中心となって介護・医療・予防・住まいを包括的に提供すること、また住民主体の多様な生活支援サービスを充実させ、要支援者等のサービスを拡充することにより、安心した在宅生活の確保を行うことが必要です。

要支援者等はその状態像から特に生活支援を必要としていますが、支援されるだけでなく地域とのつながりを維持しながら残存能力を有効的に活用することで自立意欲の向上につながり、在宅生活を継続することが可能となります。生活支援の充実については、今後支援が必要となる単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯などが大きな割合を占めることから、高齢者等地域住民の力を活用した体制づくりが必須であり、介護予防・生活支援サービスが利用できるような地域づくりと多様なサービス提供体制に向けて支援を行います。

今後の方針

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、介護予防のための環境づくりに努めるとともに、地域において自立支援に資する取り組みを実施し、要介護状態となっても生きがいや役割を持って生活できる地域の実現をめざします。さらに、人と人とのつながりを通じて、介護予防事業への参加者が継続的に拡大していくような地域づくりを行っていきます。

また、高齢者になっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるためには、医療や介護のほか、日常生活を支援することが必要であるため、ボランティア団体やNPO、市民活動団体など関係機関と連携を図り、地域住民相互間、特に高齢者相互間の支え合い・助け合いの体制づくりを推進します。

■介護予防・日常生活支援総合事業の整備

事業内容

要支援者等の多様な生活支援ニーズを総合的に提供するため、従来の全国一律に実施されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスを市の事業として実施します。

今後の方針

従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスとして、地域において必要なサービスが安定して提供されるよう取り組んでいきます。

■ 訪問型・通所型緩和サービスの充実

事業内容

訪問型サービスは、身体介護を必要としない方を対象に居宅を訪問して日常生活の支援を行います。また、通所型サービスは、通所介護施設または接骨院で運動機能の向上を目的に支援を行います。

今後の方針

利用者の増加に対応できるよう、サービス基盤の確保や内容の充実を図っていきます。
要支援者及び事業対象者に、適切なサービスの提供を支援します。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
総合事業対象者数(人)	1,699	1,830	1,921

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
総合事業利用者数(人)	8,287	8,734	8,968

■ 生活支援ボランティアの発掘と養成

事業内容

高齢者の生活支援サービスを行うボランティアを小学校区ごとに「高齢者支え隊」としてグループ構成し、名簿登録します。

今後の方針

地域包括支援センターが受けた高齢者からの多様な生活支援サービスの依頼に対して、必要なボランティアを派遣するため、ボランティアの発掘と養成に努め、ボランティア意識の高い地域住民の活躍の場を拡大していきます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
ボランティア登録者数(人)	100	150	200

■ 高齢者生活支援の体制づくり

事業内容

概ね中学校区(各地域包括支援センター設置区域)にコーディネーター各1名を配置し、必要に応じて高齢者支援隊会議を開催します。

今後の方針

生活支援ニーズについて地域で検討が必要な困難事例、地域課題について協議し、解決・支援の方法について検討を行い、少しずつ高齢者支援隊会議が地域に根差す支援団体として確立され、生活支援体制が整うよう努めます。

(3) 生きがいづくりの推進

高齢者の生きがいづくりや社会参加による心と体の健康づくりに向けて、高齢者の豊富な知識・技能・経験を地域に活かす就労の支援や、生涯学習、老人クラブ等を通じて、高齢者が心豊かに充実した生活を送れるよう努めていきます。

■ シルバー人材センターの活動の推進

事業内容

高齢者の生きがいや生活の充実を図るために、多様な就労機会の確保を図っています。

今後の方針

高齢者の就業場所を確保する機関であるシルバー人材センターを今後も支援し、高齢者の就労や社会参加の機会の場を広げるよう努めます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
会員数(人)	1,140	1,170	1,200

■ 生涯学習の促進

事業内容

「もっと知りたい、もっとうまくなりたい、もっと人に伝えたい」という学びの欲求に対して、自ら勉強したり、教室に通ったり、誰かに教わったり、仲間と話をすることができ場を提供しています。

今後の方針

興味や生きがいを感じる学習の素材や講座の提供の充実に努めるとともに、学んだことを社会還元できる機会も確保し、生涯学習をまちづくりにつなげていくことを支援します。

また、講座終了後にアンケートを実施して、受講者の要望を反映し、参加者の多い人気講座の継続や流行のテーマの講座を開催するなど、学習意欲を起こさせるような企画を考えます。

■ 老人クラブ活動の推進

事業内容

高齢者がその知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行うための自主的な集まりの場・機会を提供しています。

今後の方針

高齢者の生きがいと健康づくりのために、大勢の方が参加できる企画や地域とのつながりを大切にした催し等が活発に行われ、介護予防につながる交流の支援に努めます。

■ 高齢者通いの場

事業内容

高齢者等が気軽に立ち寄れる、健康づくりと介護予防を行う住民主体の通いの場を運営しています。

今後の方針

高齢者同士の交流の輪が広がることによって地域でのつながりをより深め、孤独感の解消や生きがいとなる場の創出により、互いに支え合って暮らしていくことができるよう、地域の絆を深める通いの場を運営していきます。

2 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築

(1) 人にやさしいまちづくり

高齢者をはじめ、すべての市民が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、住宅や公共施設、交通機関等、生活の様々な場面における「安心」のため、住みやすいまちづくりを推進します。

■ 公共交通機関の整備・充実

事業内容

公共交通へのアクセスの確保や移動支援に努め、高齢者が安心して快適に暮らせる環境整備を図っています。

今後の方針

鉄道、バス、タクシー等地域の公共交通資源の活用と連携を進め、それぞれの活性化を図ります。また、公共交通機関を利用することが困難な高齢者に、タクシーチケットを交付します。

(2) 高齢者の住まいの安定

高齢者の身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいを、高齢者自らが選択できるよう、適切な入居支援や入居後の生活支援に努めます。

■ 住宅改修費助成

事業内容

介護保険の基準を上回る改修費の一部を助成しています。

今後の方針

介護保険サービス利用者のために、引き続き事業の実施に努めるとともに、利用者の日常生活の自立を支援し、身体状況に適した住宅改修となるよう関係事業者への指導を強化していきます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
助成件数(件)	180	185	190

■ 高齢者向け市営住宅

事業内容

所得に応じ、適正な負担で居住を確保します。

今後の方針

市営住宅のバリアフリー化を進め、高齢者にも配慮した市営住宅の推進に努めます。

西尾市住生活基本計画及び西尾市市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅において、平成 26（2014）年度から平成 33（2021）年度にかけて、中層住宅を対象に、屋内バリアフリー化の改修工事を順次実施するとともに、片廊下型の住宅については、エレベーターの設置を計画していきます。また、入居替えの希望者にも対応をしていきます。

■ サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

事業内容

サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの情報を市民へ提供します。

今後の方針

本市の特徴として、サービス付き高齢者向け住宅の数が周辺都市と比較して多くなっています。こうした現状を踏まえつつ、今後の整備に関する方針や高齢者の「すまい方」等を検討するとともに、市民に対する情報提供に努めます。

■ 養護老人ホーム

事業内容

経済的に困窮し、在宅生活が困難な高齢者の入所措置を行い、生活の安定を図っています。

今後の方針

在宅において生活することが困難と認められる高齢者について、定員を定めて適切な措置をします。

■生活支援ハウス

事業内容

家庭環境や住宅事情等により、自宅において生活することが困難な高齢者に一時的に住居を提供し、日常生活の相談等について生活援助員が助言等の支援を行います。

今後の方針

一時的に住む場所を提供し、安心して生活ができるよう支援していきます。

(3) 在宅生活の支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、支援が必要な高齢者に対して、本人やその家族のニーズに応じた生活支援サービスの充実と利用促進を図っていきます。

■配食サービス

事業内容

在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、希望する日に食事を配達することで、安否確認を行っています。

今後の方針

生活支援に役立つ配食サービスになるよう改善を図り、見守りを大切にして、孤独感の解消に努めます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
利用人数(人)	50	75	100

■ 緊急通報システムの設置

事業内容

緊急時に迅速に通報できる緊急通報端末器を設置し、ひとり暮らし高齢者の緊急事態の対応を図っています。

今後の方針

身体機能が低下した高齢者に対して、緊急時に迅速に対応し、ひとり暮らし高齢者の安否確認を引き続き行います。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
設置件数(件)	180	190	200

■ 高齢者タクシー利用支援事業

事業内容

交通手段の確保が難しく、引きこもりがちな高齢者が、通院や買い物等のため、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成します。

今後の方針

コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーと合わせて、交通手段を確保し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう費用対効果を考慮しながら、生活支援体制のあり方を検討します。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
利用人数(人)	300	320	340

■ 介護保険利用者への助成

事業内容

低所得者に対し、費用負担の軽減を図るため、在宅介護サービス利用料の一部を助成しています。

今後の方針

在宅介護サービスの適切な利用が行われるよう、引き続き助成に努めます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
助成件数(件)	2, 200	2, 250	2, 300

■ 住宅用火災警報器設置

事業内容

ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、火災が発生した場合、素早い対応が取れるよう、住宅用火災警報器の設置を促進します。

今後の方針

法施行から 10 年以上経過することから、一定の成果が得られたかの検証を進め、今後の方針と対策を検討します。

■ 家具転倒防止金具（器具）の取り付け

事業内容

ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止の金具（器具）の取り付けを促進します。

今後の方針

高齢者が安心できる生活環境を確保できるよう、対象となる世帯に設置を進め、防災対策の普及啓発に努めます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
累計設置者数(人)	190	200	210

（４）災害等緊急時における体制の強化

高齢者の中には、災害等の緊急時に避難することが難しい人（要配慮）も多くおり、こうした要配慮を適切に把握するとともに、災害発生時の早急な救出・救護や被災後の支援のための体制を整えていきます。

また、高齢者の在宅生活の支援の視点から、災害以外の緊急時にも対応できるよう、取り組みを充実させます。

■ 防犯・防災体制の整備

事業内容

地域包括支援センターや警察、民生委員、町内会等の連携を強化し、高齢者をねらった犯罪被害防止に努めています。また、避難行動要支援者名簿の整備を進め、消防、自主防災会等と情報を共有し、有効な支援ができるような体制を整えています。

今後の方針

地域の中で安心して暮らすことができるよう、平時から災害時に備え、自主的な防犯・防災活動を支援・促進します。避難行動要支援者名簿については、個人情報に配慮しながら地域の自主防災組織や民生委員と共有するとともに、緊急時に有効な支援の検討を進めます。また、要配慮者や家族が防災訓練に参加できるよう、関係機関と連携して検討を進めます。

さらに、高齢者が犯罪等の被害に遭わないようにするため、様々な媒体を通じて、情報を正しく伝える機会を拡充します。

3 認知症施策の充実と高齢者の権利擁護の推進

(1) 認知症施策の充実

高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれています。また、顕在している若年性認知症の人については、就労など経済的な問題や周囲の無理解など社会的な問題が大きく、今後の施策が必要となってきました。

このような状況の中で、「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」も踏まえ、認知症への正しい理解や、認知症に備える視点まで含めた効果的な施策推進を図り、認知症の人や家族介護者に対して、適切に保健・医療・福祉サービスが提供される仕組みを構築していきます。

また、認知症施策をさらに推進するために、各地域包括支援センターに設置した認知症地域推進員をコーディネーターとして、事業を企画し運営していきます。

■ 認知症に関する普及啓発

事業内容

地域社会全体で認知症の人を支えるため、子どもから大人まで認知症の正しい知識を持つことができるようさらに普及啓発に努めます。

今後の方針

認知症サポーターが地域や学校、職域など様々な場面で活躍できるような取り組みを推進し、関係機関との連携により認知症の人の見守り体制を強化します。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの確保に努め、地域、小中学校、職域など対象を拡大し、認知症サポーターの養成を行い、認知症普及啓発を進めます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
認知症サポーター(延人数)	9,000	11,000	11,600

■ 若年性認知症についての啓発

事業内容

64歳までに発症する若年性認知症は、認知症を引き起こす原因が多様で、病理学的にもいろいろな疾患を含んでいるため、正しい知識の普及啓発を行います。

今後の方針

社会全体の理解を得るために、若年性認知症についての正しい知識の普及を進めていくとともに、若年性認知症の早期発見・早期対応へつなげていきます。また、若年性認知症の人やその家族の相談に対応し、関係機関と連携し支援していきます。

■ 認知症予防事業

事業内容

各地域で開催しているシルバー元気教室や地域の団体などで、認知症予防について学習することができるよう講座を開催しています。

今後の方針

高齢者が認知症への関心を高め、知識をもち、自らが認知症に備えることができるよう引き続き支援します。また、老人クラブ等地域の団体に働きかけ、さらに認知症予防事業を展開します。

新たに、認知症予防のためのコグニサイズを推進し地域の活動を支援していきます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
開催回数(コース)	24	48	48
参加実人数(人)	480	540	600

■ 認知症高齢者対策の体制整備

事業内容

認知症高齢者を介護する方々の精神的・肉体的負担を軽減するために、生活・介護の両立をサポートできる体制の整備を行います。

今後の方針

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域での認知症に対する正しい知識の啓発と家族や地域住民からの認知症に関する相談やケア方法について専門的な助言を行うなど、相談体制の充実や地域の支援体制づくりを行います。

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の症状が強い人、通院を中断した人、受診を拒否している人など、対処が困難な人に対して早期に集中的な支援を行います。また、かかりつけ医と専門医療機関との連携を促進します。

■ 認知症ケアパスの整備

事業内容

認知症について正しく理解し、不安の軽減を図ることができるように、症状の程度に合わせたサービスや支援等の情報をわかりやすくまとめた認知症ケアパスを作成します。

今後の方針

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく生活できるように、認知症の程度に応じ、必要なサービスにつながるような仕組みづくりを進めます。また、いつ、どこで、どのような医療や介護のサービスを受けることができるのか、認知症高齢者を支えるシステムの流れ・内容がわかるよう、認知症ケアパスを備えています。今後は内容の見直しを含め、普及啓発に努めます。

■ グループホームの整備

事業内容

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフから、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けます。

今後の方針

本市における認知症高齢者の増加を見込み、1か所のグループホームを整備します。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
定員数(人)	126	144	144

(2) 地域における認知症施策の充実

認知症の人本人だけでなく、家族等の主な在宅介護者への支援を進めます。また、全国的に行方不明・身元不明の認知症高齢者が問題となる中で、徘徊した認知症の人を安全に保護するため、地域の見守り体制の整備や関係者との連携を図り、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる環境づくりを進めていきます。

■ 認知症カフェの開催

事業内容

孤立しがちな認知症の人やその家族が、地域に溶け込みながら安心して暮らすための施策として、誰もが参加でき、集う場となる認知症カフェを開催します。

今後の方針

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集まり、日ごろの悩み等を話し合いながら交流することで、心身の負担の軽減や休息ができる場を提供します。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
認知症カフェ(か所)	8	9	10

■ 認知症介護家族教室

事業内容

認知症の人を介護する家族等を対象に、認知症について学ぶ教室を開催します。

今後の方針

認知症の人やその家族の視点を重視し、当事者の立場に立った支援に努めます。

■ 認知症介護家族交流会

事業内容

認知症の高齢者を介護する家族が、仲間づくりや交流を通じて、日々の悩みや不安を話し合い、介護の負担を軽くするための交流会を行います。

今後の方針

必要な方へ情報が届くように周知し、参加しやすい環境づくりに努めていきます。

■ 西尾市高齢者おかえりネットワーク

事業内容

西尾警察署の協力のもと、市民の協力を得て「西尾市高齢者おかえりネットワーク」システムを導入し、行方不明者の情報をメール配信することで早期発見に結び付けています。

今後の方針

西尾警察署と行方不明者の情報を情報共有することで、徘徊している人をすみやかに保護します。また、認知症の人やその家族に対し、適切な介護サービスや福祉サービスに結び付け、再発の防止に努めます。さらに、地域全体で取り組むことで認知症への理解を深め、認知症の人が住みやすい地域づくりを進めていきます。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

認知症等で判断能力が低下した場合でも、高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護や成年後見の取り組みを推進します。

高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う体制を確立し、多職種による支援を行っていきます。また、高齢者虐待を未然に防ぐためにも、住民に高齢者虐待を広く理解してもらえよう周知を図ります。

成年後見センターにおいて、成年後見制度の普及啓発や利用支援を推進します。

■ 高齢者虐待防止対策ネットワーク

事業内容

高齢者虐待の防止や早期発見のため、市及び地域包括支援センターの双方が中心となり、関係機関や地域と密接に連携して対応できるネットワーク体制を構築します。

今後の方針

民生委員、町内会をはじめとした地域で支え合い活動をしている人や組織、介護保険事業所、かかりつけ医、警察署等のネットワークを、市及び地域包括支援センターが中心となって充実させ、高齢者虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていくための仕組み・連携を強化します。

また、早期発見・見守りネットワーク、保健医療福祉サービス介入ネットワーク、関係専門機関介入支援ネットワーク等のネットワークごとの強化に努めます。

「愛知県高齢者虐待対応マニュアル」「西尾市高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた支援ができるよう、今後も研修体制を強化し各地域包括支援センターや関係機関へ周知します。さらに、関係機関の連携を担う高齢者虐待防止連絡協議会において、総合的な対策や協議を行います。

■ 成年後見制度等利用支援事業

事業内容

認知症や知的障害等により、判断能力が十分でない方が不利益にならないよう、法律面で支援しています。

今後の方針

ケアマネジャーに対し、高齢者の権利擁護についての研修を実施するとともに、必要に応じて法律家等との連携を強化していきます。

■ 介護相談員派遣事業

事業内容

月1回、介護相談員を介護施設等へ派遣し、利用者の実態を把握するとともに、不安や不満への相談に応じています。

今後の方針

相談業務体制の見直し及び相談業務の成果をサービスの質の向上につなげていくための仕組みづくりに努めます。

4 安心して利用できるサービス提供体制の構築

(1) 介護保険サービスの運営強化

介護保険事業の円滑かつ適正な運営と持続可能な制度の推進を図るため、公平・公正な認定のための体制を整え、調査を実施します。また、引き続きケアプランの点検及び給付状況の点検等を行います。さらに、利用者に対して介護保険サービスの適正な提供ができるよう、事業者への指導・監督や協議、また、サービス事業者情報の公表を計画的・継続的に実施します。

■ 要介護認定の適正化

事業内容

要介護・要支援認定が公平に行われるよう適正化に向けた取り組みを実施します。

今後の方針

要介護・要支援認定調査について、新規のみならず更新、区分変更の申請にかかる認定調査結果について、点検を実施します。

また、認定調査の公平・公正性を確保するため、認定調査基準の明確化や認定調査員に対する資質や専門性の向上を目的とした研修を実施するとともに、今後も家族等の同席のもとに調査を実施するよう努めます。さらに、介護認定審査会の公平・公正性を確保するため、委員に対する研修を実施し、審査判定の適正化及び平準化、または特記事項等が適切に審査に反映できるよう努めます。

■ ケアプランの点検

事業内容

利用者の身体状況にあったケアプランが作成されるよう点検等を実施します。

今後の方針

自立支援に資するケアマネジメントの実践に向け、適切なケアプランの作成を行い、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が行われるよう、ケアプランの点検をはじめ、介護支援専門員の資質向上のための指導・強化、居宅介護支援事業所への指導等を進めます。

また、高齢者向け集合住宅に居住する要介護者等については、入居者の状態や生活環境に合った適切なケアマネジメントが確保されているか、点検を行います。

■ 縦覧点検及び医療情報との突合

事業の内容

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、チェック一覧表を基に提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、愛知県国民健康保険団体連合会から提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。

今後の方針

愛知県国民健康保険団体連合会からの提供情報や介護給付適正化システムを活用し、点検・突合作業を効果的に進めることで、請求誤りや二重請求等の早期発見に努めます。

■ 住宅改修等の点検

事業の内容

利用者宅を訪問し、改修状況等の点検を行います。

今後の方針

内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかという視点から、住宅改修を点検し適正化を図ります。また、福祉用具購入・貸与についても、必要性や利用状況等を確認し、適正給付に努めます。

■ 介護給付費の通知

事業の内容

不要な介護サービスの提供が行われていないか、利用者が点検できるよう、介護給付費の通知を行います。

今後の方針

適切なサービス利用の啓発に向けて通知回数や時期を検討します。利用者が自ら利用しているサービスを確認しやすいよう、通知書のレイアウトや内容の工夫に努めます。

■ 事業者のサービス提供の適正化

事業内容

介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、西尾市介護保険サービス事業者等指導実施要綱に基づき、サービス事業者に対し定期的な指導を実施します。

今後の方針

担当職員のスキル向上に努めるとともに、対象事業所数の増加に対応するため、指導・監査体制の充実を図ります。

■ 事業者情報の開示

事業内容

サービス利用者が自らサービスを選択できるように、「西尾市介護事業者・医療機関情報検索システム（ケアネットにしお）」を市のホームページ上等で公開します。

今後の方針

「ケアネットにしお」において、介護サービスや事業所・施設等を適切に選ぶことができるよう、このシステムの充実を図り、利用啓発に努めます。

また、「ケアネットにしお」は、西尾市内にある各サービス事業者が自ら入力した情報をもとに作成しているため、各サービス事業所から情報提供を受けて、内容を随時更新していきます。

■ 苦情対応・解決のための体制

事業内容

市民からの相談・苦情に対し、市の相談窓口だけでなく、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談事業等でも対応します。

今後の方針

市民が気軽に相談でき、適切な対応が図られるよう、市の相談窓口だけでなく、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談事業を充実させます。また、相談窓口間の連携を強化します。

要介護認定に対する不満や、介護保険制度運営上の苦情相談について、保険者である市としても相談を受け付け、迅速かつ円滑な対応がなされるよう関係機関との連携に努めます。愛知県国民健康保険団体連合会への手続きについては、利用者に説明を行い、速やかな引き継ぎに努めます。

■ 居宅介護支援事業所の事業所指定

事業内容

平成 30（2018）年から居宅介護支援事業所の指導監督権限が委譲されるため、本市が事業者指定を行い、計画的に指導や監督を行います。

今後の方針

市指定事業者の大幅増が予測されるため、体制整備の強化に向けた検討を図ります。

(2) 家族介護者支援の推進

介護に携わる家族介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなります。「介護離職ゼロ」に向けた取り組みを進める中で、介護サービスだけでなく、家族介護者への福祉サービスの提供により、介護者の心身の負担を軽減し、在宅での介護の継続を支援します。

■ おむつ支給

事業内容

市民税非課税世帯に属する、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している同居家族を対象に、おむつが購入できる券を支給します。

今後の方針

高齢者が健康的な生活が送れるよう、ねたきりや認知症高齢者を介護する家族の支援に努めます。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
支給枚数(枚)	690	700	710

■ 家族介護慰労金の支給

事業内容

市民税非課税世帯に属する、要介護4または5と判定された高齢者を過去半年間、介護保険のサービスを使わずに在宅で介護している家族を対象に、慰労金を支給します。

今後の方針

高齢者が安心して暮らせるよう、対象者への支給を継続実施します。

(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

介護従事者の人材の確保や育成については大きな課題であり、愛知県や関係者と連携して事業の周知啓発や従事者に対する情報提供、各種研修、従事者相互や多職種との連携強化による意識醸成や課題共有等を実施します。

また、介護・保健・福祉の専門人材だけでなく、地域の多様な人材を発掘し、活躍を促進していきます。

■ 人材確保に向けた連携

事業内容

関係機関と連携し、介護従事者の確保や育成に取り組めます。

今後の方針

厚生労働省の「福祉人材確保対策」をもとに、包括的・総合的な人材確保のための取り組みを進めます。

また、愛知県福祉人材センターとの連携や情報収集を強化するとともに、地域ケア会議等の機会を用いて医療・介護・福祉の専門人材の確保方策を協議していきます。

■ 人材確保に向けた補助金の活用

事業内容

サービス事業者が実施する介護従事者確保事業に対する補助金の活用を支援します。

今後の方針

サービス事業者に対し、補助事業の周知に努めます。

愛知県社会福祉協議会の「介護福祉士修学資金等貸付」の制度を広く普及させ、新たな修学者の増加や離職した介護人材の再就職の促進を図ります。

■ 専門研修の実施

事業内容

認知症ケア、医療的ケア等の専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施します。

今後の方針

サービス事業所や県等と連携し、さらなる専門的知識や技術の向上が図れる研修方法を検討していきます。

(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

佐久島は離島であることから交通の便が悪く、サービスの利用が困難な地域であり、さらに高齢化率が50%を超えているため、介護予防の普及啓発やサービスの充実・維持が重要です。

■ 佐久島いきいきサービス

事業内容

介護予防のため、佐久島に住む高齢者を対象に、体操やレクリエーション等を行います。

今後の方針

島の状況に合わせた健康づくりとサービスの検討を行います。

■ 渡船運賃の助成

事業内容

離島居住者の介護サービス利用者負担を軽減するため渡船運賃を助成します。

今後の方針

離島における、住み慣れた地域での生活支援維持のため、渡船運賃の助成によって介護サービスの充実に努めます。

5 地域包括ケアシステムの発展

(1) 地域包括支援センター機能の強化

地域包括支援センターは、平成 18（2006）年に介護保険法の改正により設置され、平成 29（2017）年 4 月現在で市内 4 つの圏域に 7 か所が設置されています。地域包括支援センターには、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を担う重要な役割のほか、地域包括ケアの拠点として、地域の医療・介護・福祉の中心施設となっています。

そのため、地域包括支援センターの人員体制の強化等、施設機能の充実を図りながら、地域包括支援センターを軸とした関係機関のネットワークの強化に努めます。

■ 地域包括ケアの中心拠点としての活動

事業内容

生活・医療・介護・予防に一連の関係性を重視し、高齢者が今までと同じ地域で充実した日々を送れるよう、地域包括ケアの中心拠点として、地域包括支援センターが一人ひとりの高齢者に合わせた最適なサポートを行います。

今後の方針

地域包括ケアの中心拠点である地域包括支援センターにおいて、地域共生社会実現に向けた機能を担うため、「介護保険サービス」、「高齢者福祉サービス」、「地域の支え合い」等による支援活動に取り組み、自助、互助、共助、公助をコーディネートするシステムの構築に努めます。

■ 総合相談

事業内容

地域において安心できる中心拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくります。

今後の方針

誰もが身近な地域で気軽に相談ができる高齢者の保健・医療・福祉の総合的な相談窓口として、高齢者やその家族からの様々な相談を受け、その生活課題を把握して、必要なサービスを受けられるよう援助します。

また、地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくります。

■ 権利擁護

事業内容

高齢者が、自らの権利を理解し行使できるように、専門性に基づいた支援をします。

今後の方針

地域における高齢者虐待の早期発見、成年後見制度や消費者被害についての周知や啓発等を実施し、高齢者が安心して暮らしていけるよう、総合的で重層的なネットワークを活用し、地域全体で高齢者の様々な権利を守る体制を構築します。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント

事業内容

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員及び介護事業所等との連携を支援します。

今後の方針

主治医、居宅介護支援専門員等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの支援に取り組みます。また、地域の居宅介護支援専門員に対する個別相談窓口の設置を行い、ケアプラン作成技術の指導や個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行います。

医療機関を含む関係施設やボランティア等、地域の社会資源と連携・協力体制の構築に努めます。

■ 介護予防ケアマネジメント

事業内容

要支援者及び事業対象者に対して、高齢者の自立支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

今後の方針

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を図ることをめざします。

要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、介護予防・生活支援サービスが効果的かつ効率的に提供されるよう、ケアマネジメントとサービス利用の評価等を行うことで、適切な介護予防ケアプランの作成を行っていきます。

また、予防事業対象者を介護予防事業につなげ、介護予防を推進します。

■ 地域ケア会議の推進

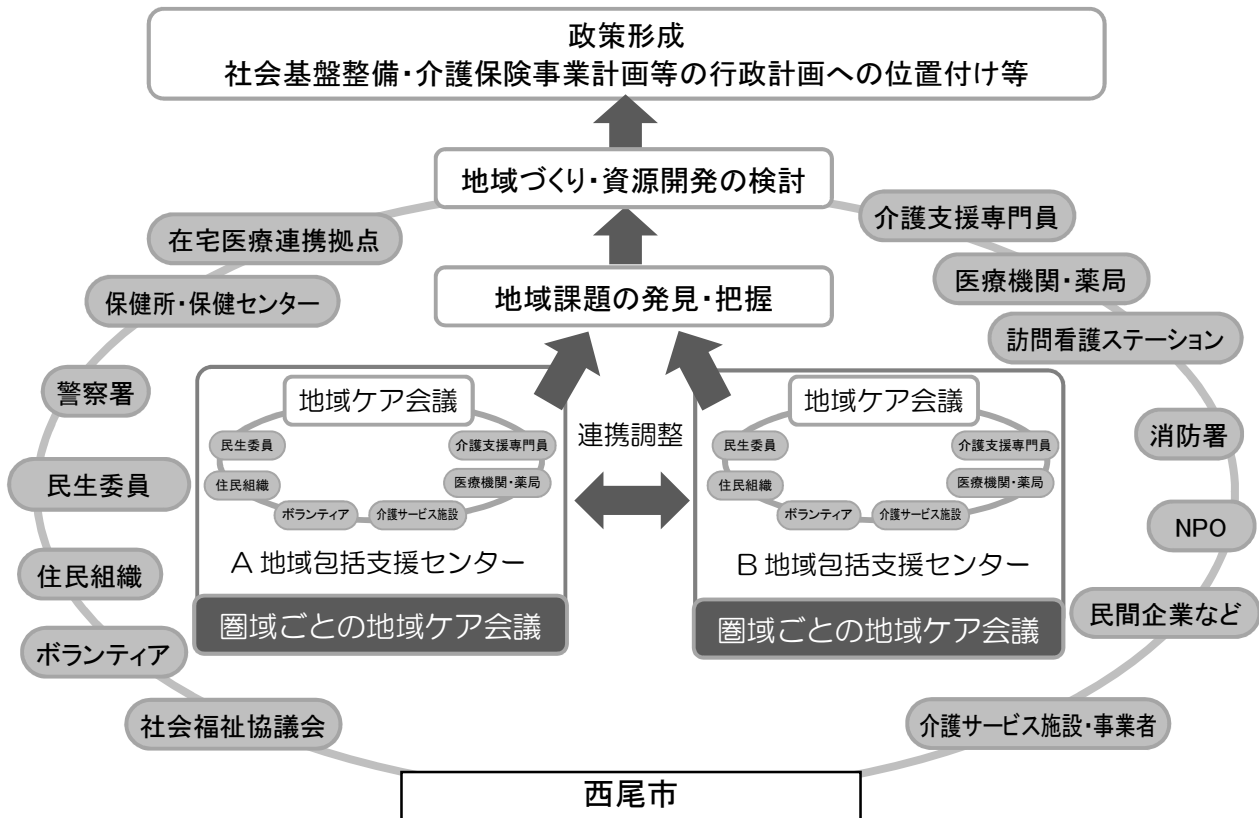
事業内容

地域包括ケア実現のため、地域の実情を的確に把握し、地域資源の構築方法や課題解決手段を導き出すための地域ケア会議を行います。

今後の方針

地域包括支援センターが中心となり、医療、介護等の専門職をはじめ、町内会、コミュニティ推進協議会、民生委員、老人クラブ等の地域代表者、その他必要な関係者と協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等の必要な高齢者が住み慣れた住まいで生活できるように、社会基盤の整備と多職種協働によるネットワークを重要視しながら、地域ケア会議を推進します。

■地域ケア会議を活用した地域包括ケアシステム実現のイメージ



(2) 地域での見守り体制の強化

見守りの必要な高齢者が増えている中、地域で日常的に見守り、支え合うネットワークを充実させるため、社会福祉協議会、ボランティア等の地域資源と連携していきます。また、身近な地域の人々も巻き込みながら、日々の交流や声かけ等の日常の安否確認により、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援等につなげる仕組みづくりを迅速かつ効果的に行っていきます。

■ シルバーカード

事業内容

地域に居住する一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯を民生委員が訪問調査し、高齢者台帳（シルバーカード）を作成し、緊急時の連絡先等の把握を行います。

今後の方針

緊急時の対策や介護・福祉サービスの有効活用のため、一人暮らしの高齢者等の情報を必要時に限って活用します。

見込量	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度
作成件数(人)	7,800	7,950	8,100

(3) 在宅医療・介護連携の推進

本計画は、県の医療計画と整合を図りながら、在宅医療を担う医療機関等の役割を充実することが求められています。

医療及び介護の双方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療及び在宅介護を一体的に提供するために、居宅に関する在宅医療・介護等の関係機関と連携を強化し、情報提供・相談対応・連絡調整等の適正な実施に努めます。

■ 在宅医療・介護サービスの拡大

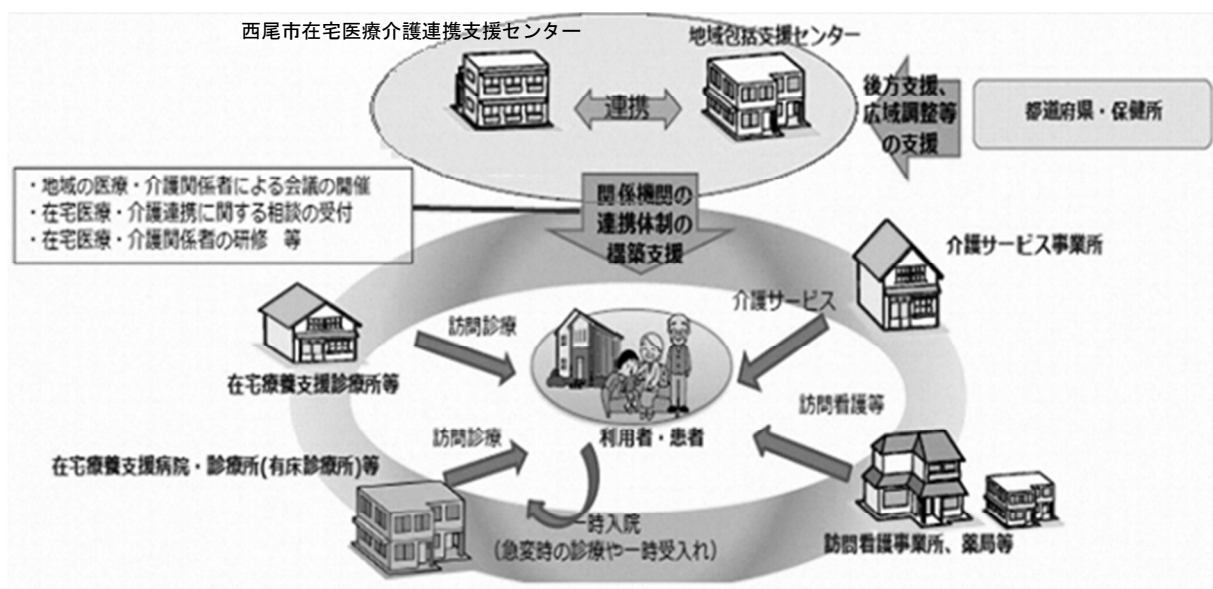
事業内容

在宅医療・介護連携の拠点を設置し、医療分野と介護分野の多職種の顔の見える関係づくりを推進し、在宅療養者への一体的なサービスを拡大します。

今後の方針

在宅医療の提供体制を着実に整備するため、在宅医療介護連携支援センターを設置し、地域包括支援センター、医師会等と連携を図り、地域の医療・介護関係者が参画する会議等で検討し、情報共有を進めながら在宅医療・介護サービスの一層の拡大を図ります。

■ 在宅医療・介護連携のイメージ



■ かかりつけ医等の啓発

事業内容

日常診療において、患者の生活背景を把握し、自己の専門性に応じた医療を提供するとともに、高齢者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療に取り組むかかりつけ医の啓発を進めます。

今後の方針

市民一人ひとりの健康管理や疾病予防、状態の悪化防止等について、生涯にわたる相談・指導を受け、高齢期の生活の質を高めるため、医師会と連携を図りながら、かかりつけ医に関する啓発や、個別相談に対応していきます。

6 介護サービスの適正整備

地域包括ケアみえる化システム等を用いて介護保険サービスの利用状況を正確に把握し、介護保険事業が今後も円滑かつ適正に運営されるよう、サービスの提供体制整備を図ります。

また、「共生型サービス」といった新しいサービス提供についても、障害担当課と検討を進めていきます。

(1) 居宅サービスの適正整備

介護保険サービスを利用しながら自宅での生活を希望する人が多い中、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、在宅に重点をおいたサービスの充実・強化に取り組みます。

サービスの利用状況を踏まえるとともに、要介護認定者数の増加に対応した、サービス供給体制の整備を進めていきます。

	事業内容
訪問介護	利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等の必要な日常生活の支援を行います。
訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。
訪問看護	通院が困難な利用者の療養生活の支援と心身機能の維持・回復を図ります。訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	通院が困難な利用者の心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

	事業内容
通所介護	利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者がデイサービスセンターへ通所し、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。
通所リハビリテーション	利用者が介護老人保健施設や病院、診療所等へ通所し、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを受けます。
短期入所生活介護	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホームへ短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを受けます。
短期入所療養介護	利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の支援等のサービスを受けます。
福祉用具貸与	心身機能が低下し、日常生活に支障がある利用者等に、日常生活上の動作や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。
福祉用具購入費	心身機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に、日常生活上の動作や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用の一部を支給します。
住宅改修費	心身機能が低下している利用者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取付けや段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を支給します。
特定施設入居者生活介護	介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介助、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の介護を行います。
介護予防支援 居宅介護支援	在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介等を行います。

サービス見込み

		平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
訪問介護(人)	介護	8,208	8,304	8,340	9,168
訪問入浴介護(人)	介護	1,212	1,356	1,452	1,608
	予防	0	0	0	0
訪問看護(人)	介護	3,624	4,068	4,416	5,124
	予防	348	348	396	480
訪問リハビリテーション (人)	介護	1,512	1,656	1,788	2,052
	予防	612	840	1,068	1,404
居宅療養管理指導(人)	介護	4,776	5,736	6,696	8,196
	予防	324	432	528	660
通所介護(人)	介護	13,716	14,112	14,628	18,624
通所リハビリテーション (人)	介護	9,252	9,456	9,744	11,316
	予防	2,256	2,376	2,472	2,952
短期入所生活介護(人)	介護	3,024	3,072	3,144	3,600
	予防	144	168	216	288
短期入所療養介護(人)	介護	1,980	1,980	1,992	2,280
	予防	24	36	48	60
福祉用具貸与(人)	介護	22,908	24,324	25,812	31,476
	予防	7,488	8,124	8,712	10,392
福祉用具購入費(人)	介護	504	528	540	600
	予防	120	132	132	156
住宅改修費(人)	介護	432	444	456	504
	予防	180	180	192	252
特定施設入居者生活介護 (人)	介護	480	480	480	480
	予防	0	0	0	0
居宅介護支援(人)		32,652	33,444	34,512	40,404
介護予防支援(人)		11,268	11,532	11,580	13,608

(2) 地域密着型サービスの適正整備

可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活をめざす地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして地域密着型サービスを位置づけ、今後高まる需要に対応するため、計画的に整備を進めていきます。

高齢化の進行により、認知症高齢者も今後さらに増えることが予想されることから、住民ニーズを捉え、適正な基盤整備を図っていきます。

	事業内容
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	重度者を始めとした利用者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型 訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、利用者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援を行います。
地域密着型 通所介護	利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターへ通所し、食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを行います。
認知症対応型 通所介護	介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の支援や、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。
小規模多機能型 居宅介護	「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。
認知症対応型 共同生活介護	介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の介助、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。

サービス見込み

		平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人)		0	0	0	0
夜間対応型訪問介護(人)		0	0	0	0
地域密着型通所介護(人)		5,772	6,084	6,432	8,328
認知症対応型通所介護(人)	介護	576	600	624	744
	予防	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護(人)	介護	2,244	2,388	2,592	3,108
	予防	240	264	312	312
認知症対応型共同生活介護(人)	介護	1,512	1,728	1,728	1,728
	予防	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)		936	936	936	936

(3) 施設サービスの適正整備

介護保険料への影響も考慮しつつ、高齢化の進展に対応するために必要な体制づくりを進めていきます。

本市は、要介護3以上の高齢者数に占める介護老人福祉施設の待機者数が、近隣都市と比較して高い状況となっており、今回計画期間中に1か所の介護老人福祉施設（定員数100床）の整備を検討しています。団塊の世代が75歳を迎える平成37（2025）年に向けて、こうした施設整備を計画的に行っていきます。

また、施設サービスのうち、介護療養型医療施設は原則として平成29（2017）年度末までに設置期限を迎えており、県の医療圏保健医療計画の内容を踏まえつつ、今後6年間で、順次介護医療院等への転換を進めていきます。

	事業内容
介護老人福祉施設	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。
介護老人保健施設	入院治療の必要のない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の介護を行います。
介護療養型医療施設	療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療を行います。

サービス見込み

	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
介護老人福祉施設(人)	6,516	6,540	7,152	7,692
介護老人保健施設(人)	6,144	6,156	6,168	6,192
介護医療院(平成37(2025)年度は 介護療養型医療施設を含む)(人)	240	480	720	1,296
介護療養型医療施設(人)	1,056	816	576	

7 介護保険料の設定

(1) サービス見込量の推計の手順

サービス見込量は、以下の手順に沿って行います。

① 被保険者数の推計

平成 30（2018）年度～平成 32（2020）年度までの3か年と、平成 37（2025）年度の男女別5歳区切りの人口推計（住民基本台帳をベースとして、コーホート変化率法で推計）



② 要介護認定者数の推計

男女別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口を掛け合わせて算出



③ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護保険施設サービス＋居住系サービスの利用者数見込みを算出（市内の施設整備動向やアンケートからの市民ニーズ等を踏まえ、調整）



④ 居宅サービス利用者数の推計

認定者推計から施設・居住系サービス利用者数推計を引いて、居宅サービス受給率を掛け合わせて算出



⑤ 総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の一人当たり給付額（実績からの推計）を掛け合わせて算出



⑥ 第1号被保険者保険料額の設定

総給付費に諸費用を加算し、所得段階別被保険者数で割って、第1号被保険者保険料額を算出

(2) 介護給付費等の見込み

平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度までの給付実績を踏まえ、各サービスにおける給付費を以下のように算出しました。

■ 介護給付費

単位:千円

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
居宅サービス				
訪問介護	407,523	418,566	445,049	487,311
訪問入浴介護	63,184	67,833	69,777	65,437
訪問看護	158,937	175,024	184,306	184,892
訪問リハビリテーション	44,729	49,371	54,132	62,103
居宅療養管理指導	35,889	42,889	49,721	60,434
通所介護	1,264,807	1,325,893	1,391,037	1,957,945
通所リハビリテーション	661,017	731,907	746,546	863,969
短期入所生活介護	281,172	296,565	314,902	483,471
短期入所療養介護	151,722	155,866	158,649	229,172
福祉用具貸与	300,876	316,765	328,482	385,657
福祉用具購入費	14,595	15,309	15,566	17,000
住宅改修費	36,881	37,911	38,848	43,419
特定施設入居者生活介護	90,428	90,468	90,852	91,305
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	520,529	561,790	608,201	887,825
認知症対応型通所介護	57,657	58,958	61,034	78,243
小規模多機能型居宅介護	454,739	479,380	522,004	617,871
認知症対応型共同生活介護	389,394	445,394	445,394	445,394
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	263,025	263,143	263,143	263,143
居宅介護支援	493,295	505,182	519,410	605,344
施設サービス				
介護老人福祉施設	1,702,338	1,713,220	1,877,222	2,019,212
介護老人保健施設	1,676,335	1,680,109	1,682,892	1,688,458
介護医療院(平成 37(2025)年度 は介護療養型医療施設を含む)	89,123	177,280	265,923	478,757
介護療養型医療施設	389,459	301,477	212,833	
介護給付費計	9,547,654	9,910,300	10,345,923	12,016,362

■ 介護予防給付費

単位:千円

	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,502	9,856	11,556	14,007
介護予防訪問リハビリテーション	15,986	23,434	31,661	57,996
介護予防居宅療養管理指導	2,727	3,652	4,472	5,582
介護予防通所リハビリテーション	76,151	81,431	86,385	104,023
介護予防短期入所生活介護	6,521	7,707	9,500	12,477
介護予防短期入所療養介護	175	262	350	437
介護予防福祉用具貸与	46,074	50,079	53,933	64,526
介護予防福祉用具購入費	2,591	2,826	2,826	3,330
介護予防住宅改修費	17,636	17,932	19,504	25,877
介護予防特定施設入居者生活 介護	0	0	0	0
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅 介護	15,054	16,567	19,579	19,579
介護予防認知症対応型共同生活 介護	0	0	0	0
介護予防支援	52,421	53,672	53,886	63,317
介護予防給付費計	244,838	267,418	293,652	371,151

■ 総給付費

単位:千円

	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
介護給付費	9,547,654	9,910,300	10,345,923	12,016,362
介護予防給付費	244,838	267,418	293,652	371,151
一定以上所得者調整分	▲6,351	▲10,133	▲10,700	▲13,735
消費税率等の見直し影響分	0	122,133	255,350	297,300
総給付費計	9,786,141	10,289,718	10,884,225	12,671,078

■ 標準給付費

単位:千円

	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
総給付費	9,786,141	10,289,718	10,884,225	12,671,078
特定入所者介護サービス費等給付額	330,088	343,893	358,129	405,950
高額介護サービス費等給付額	192,216	200,256	208,546	236,393
高額医療合算介護サービス費等 給付額	24,337	24,900	25,600	33,672
算定対象審査支払手数料	5,747	5,919	6,096	7,657
標準給付費計	10,338,529	10,864,686	11,482,596	13,354,750

■ 地域支援事業費

地域支援事業は、高齢者が要介護状態になるのを予防するための介護予防・日常生活支援総合事業及び要介護状態となっても可能な限り地域において自立した日常生活ができるよう支援する包括的支援事業・任意事業で構成されています。

この事業費に対しては、保険料と公費が充てられます。

単位:千円

	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	322,000	326,000	328,000	334,000
包括的支援事業・任意事業費	248,500	251,500	253,000	258,000
地域支援事業費計	570,500	577,500	581,000	592,000

■ 介護保険事業費

標準給付費及び地域支援事業費を合計すると、以下のように推計されます。

単位:千円

	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
介護保険事業費	10,909,029	11,442,186	12,063,596	13,946,750

(3) 介護保険料の算出

■ 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっております。また、第1号被保険者は給付費の23%を負担することになります。

ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防・日常生活 支援総合事業費	包括的支援事業 ・任意事業費
国	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
国調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	－
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	－
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注：調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがある。

■ 保険料基準額の設定

平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間の介護保険事業費をもとに、第 1 号被保険者の保険料を以下のように算定した結果、本計画期間の保険料基準額を 5,200 円／月とします。

	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	合計
介護保険事業費(①)	10,909,029 千円	11,442,186 千円	12,063,596 千円	34,414,811 千円
（内）調整交付金対象額(②)	10,660,529 千円	11,190,686 千円	11,810,596 千円	33,661,811 千円
第 1 号被保険者負担分 (③=①×23%)	2,509,077 千円	2,631,703 千円	2,774,627 千円	7,915,407 千円
調整交付金相当額 (④=②×5%)	533,026 千円	559,534 千円	590,530 千円	1,683,090 千円
調整交付金見込額 (⑤=②×交付割合)	224,937 千円	230,528 千円	231,488 千円	686,953 千円
介護給付費準備基金 取崩額(⑥)	-			400,000 千円
第 7 期保険料収納 必要額 (⑦=③+④-⑤-⑥)	-			8,511,544 千円
予定保険料収納率 (⑧)	99.6%			-
所得段階別加入割合 補正後被保険者数(⑨)	45,272 人	45,675 人	45,992 人	136,939 人
年額保険料 (⑦÷⑧÷⑨)	-			62,405 円
月額保険料 (⑦÷⑧÷⑨÷12)	-			5,200 円

第 1 号被保険者保険料基準額 月額 5,200 円 (年額 62,400 円)

■ 所得段階別保険料

第7期計画では、所得段階を第6期と同様に13段階としますが、割合を見直すことで、所得状況に応じた負担となるよう配慮します。

なお、所得段階第1段階については、保険料とは別枠で公費を投入することで、負担割合を「0.45」から「0.40」へと引き下げています。

所得段階	対 象 者	割 合	年間保険料額
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.40	24,960 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.65	40,560 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.70	43,680 円
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	56,160 円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 × 1.00	62,400 円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.15	71,760 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.25	78,000 円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.50	93,600 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上350万円未満の人	基準額 × 1.60	99,840 円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	基準額 × 1.70	106,080 円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	基準額 × 1.80	112,320 円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額 × 2.00	124,800 円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 × 2.50	156,000 円